

北九州市  
土木設計業務委託 総合評価落札方式  
試行ガイドライン

平成28年 4月  
北九州市 技術監理局

## 目 次

1	はじめに	2ページ
2	総合評価落札方式の概要	3ページ
3	総合評価落札方式の実施手順	4ページ
4	総合評価落札方式の適用とタイプ選定	
	(1) 総合評価落札方式の適用基準	5ページ
	(2) 総合評価落札方式のタイプ	6ページ
5	総合評価落札方式の評価項目	
	(1) 評価項目・配点	9ページ
	(2) 評価基準	10ページ
6	落札者決定基準	12ページ
7	入札公告（落札者決定基準の公表）	13ページ
8	技術資料の作成と提出	14ページ
9	技術資料の審査と評価点の決定	14ページ
10	開札・評価値の算出	15ページ
11	落札者の決定・入札結果の公表	
	(1) 落札者の決定	16ページ
	(2) 入札結果の公表	16ページ
12	技術提案の履行確認	
	(1) 評価内容の履行義務について	17ページ
	(2) 評価内容の不履行について	17ページ
13	技術提案内容の保護	18ページ

# **1 はじめに**

近年の価格競争の激化や、低入札工事に起因する不良工事の発生等により、公共工事の品質の低下の懸念が高まる中で、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行されました。

品確法では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されています。

この品確法の基本理念を具現化する手法として、価格に加えて、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式である「総合評価落札方式」による入札方式が導入されました。

本市においては、技術監理室が発足した平成18年度から総合評価落札方式を導入しました。導入当初より、土木設計業務委託において業務の難易度が高く、技術的工夫の余地が大きい案件を対象として試行的に取り組んできました。

これまでに総合評価落札方式を適用した設計業務委託においては、成績評定点が高い傾向にあるなど、品質確保の面で一定の効果が見られることから、今後も同制度を継続的に実施するとともに、建築等の設計業務へ段階的に適用拡大を図りながら公共工事のさらなる品質確保に向けた制度の充実を図っていきたいと考えています。

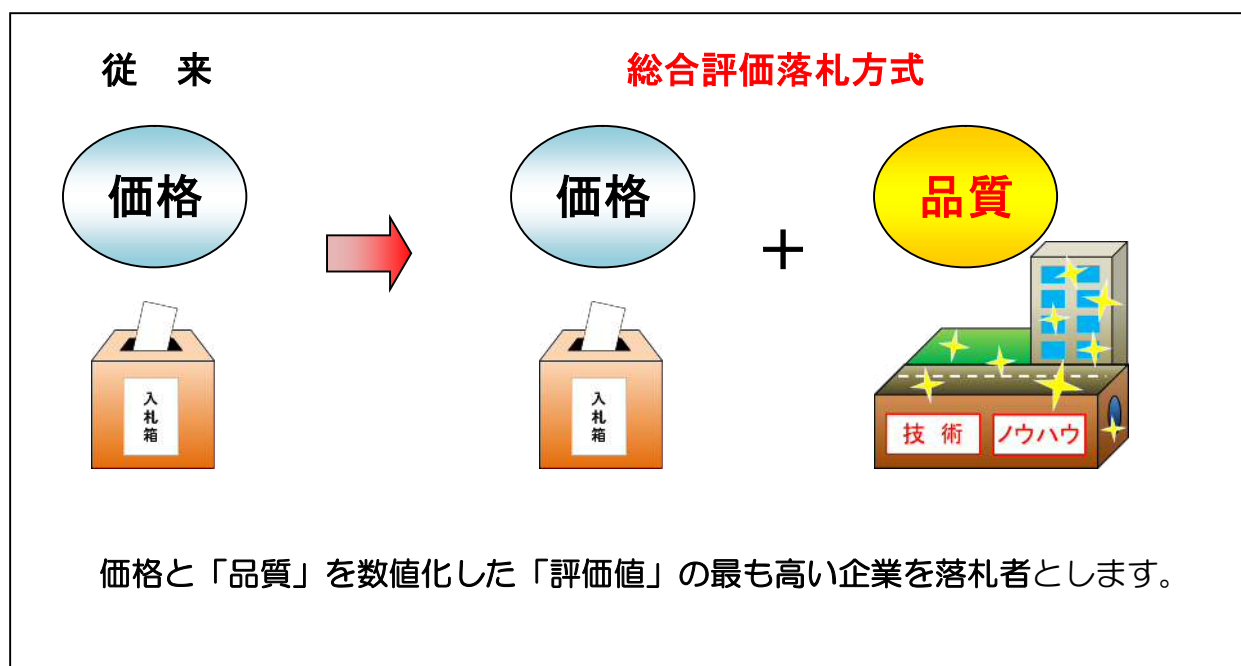
本ガイドラインは、将来の本格実施に向けて、試行的に取り組んでいる土木設計業務委託を対象とした総合評価落札方式に関する基本的事項について取りまとめたものです。

本市の総合評価落札方式の取り組みにご理解とご協力をお願いします。

## 2 総合評価落札方式の概要

### (1) 総合評価落札方式とは

「総合評価落札方式」とは、価格だけでなく、品質を高めるための技術やノウハウなどの価格以外の要素（品質）を含めて評価して、落札者を決定する入札方式のことです。



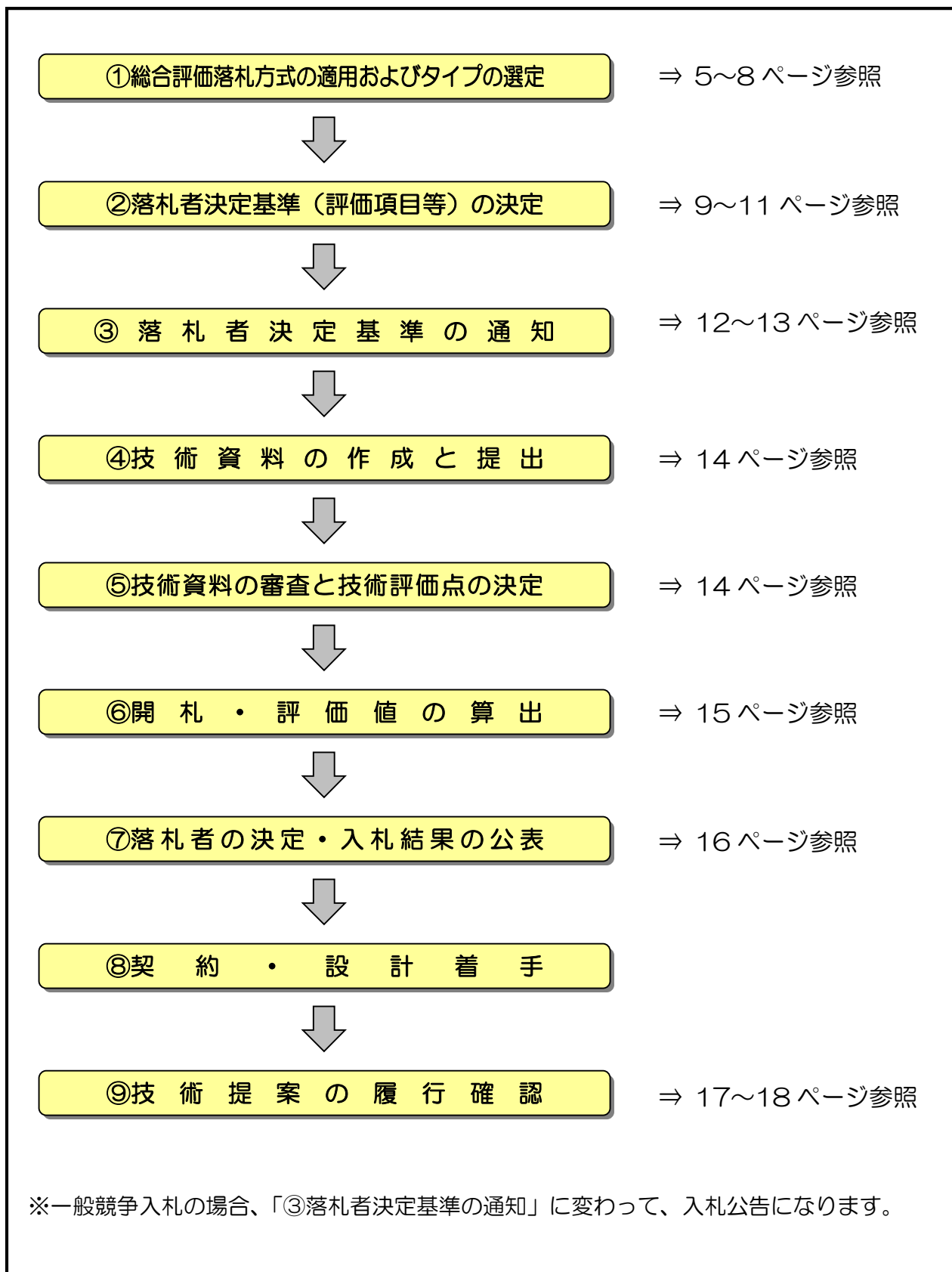
### (2) 総合評価方式のメリット

総合評価落札方式では、価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。

また、価格と品質の二つの基準で落札者を決定することから、談合防止に一定の効果が期待でき、さらに、技術的能力を審査することにより、入札参加者の技術力向上への意欲が高まるなどのメリットがあります。

### 3 総合評価落札方式の実施手順

本市の総合評価落札方式における標準的な実施手順は以下のとおりです。



## **4 総合評価落札方式の適用とタイプ選定**

### **(1)総合評価落札方式の適用基準**

**予定価格が2千万円以上の土木設計業務委託**について、原則として、有効性を勘案して必要と判断される場合に適用するものとします。

※測量、調査（地質、水文・水質、交通量、点検等）は除きます。

※上下水道局が発注する水道に関する設計業務委託は除きます。

※測量、調査を含む設計業務委託の場合は、設計業務の部分が予定価格2千万円以上であれば適用します。また、主たる業務が設計業務以外の場合も同様に設計業務の部分が予定価格2千万円以上であれば適用します。

※特別な事情がある場合には、上記の適用基準によらない場合があります。

## (2)総合評価落札方式のタイプ

本市の総合評価落札方式では、「業務特性（技術的な難易度、専門性等）」、「業務規模（予定価格等）」や「適用業務(例)」を参考として、下記にあげる3タイプのいずれかのタイプを適用します。

### 【総合評価落札方式のタイプ】

#### ■標準型A（価格点と技術点との比率1：3）

技術提案内容：企業・技術者の評価＋実施方針＋特定テーマ2題

#### ■標準型B（価格点と技術点との比率1：2）

技術提案内容：企業・技術者の評価＋実施方針＋特定テーマ1題

#### ■簡易型（価格点と技術点との比率1：1）

技術提案内容：企業・技術者の評価＋実施方針

タイプごとの適用の考え方は以下のとおりです。

### ①タイプ別の「業務特性」と「業務規模」

タイプ		業務特性	業務規模 (タイプ選定の目安)
標準型	A	業務の難易度が高く、実施方針に加えて技術提案を求め評価し落札者を決定する方が、業務の品質確保を図る上で有効な場合	WTO案件 (政府調達協定の適用業務)
	B		予定価格：2千万円以上
簡易型		過去の業務実績と実施方針を評価することで、業務の品質確保を図ることが期待できる場合	

※総合評価落札方式のタイプは、「業務規模」を目安として選定しますが、「業務特性」を踏まえて「業務規模」による区分と異なるタイプ選定となる場合があります。

## ②タイプ別の「適用業務（例）」

タイプ		適用業務（例）	
標準型	A	<b>【道路】</b> 道路整備計画 道路・橋梁等構造物景観設計 環境アセスメント 道路概略・予備設計 交差点設計（立体） 構造物予備・詳細設計 （大型・特殊※1）	<b>【下水道】</b> 下水道基本計画 下水道終末処理場、ポンプ場実施設計 <b>【港湾】</b> 港湾計画調査 環境アセスメント 防波堤設計（特殊）※5 堤防・護岸設計（特殊）※6 水門・閘門・堰設計（特殊）※7 係留施設設計（特殊）※8
	B	構造物補修補強設計 （動的解析を含む場合） トンネル設計 <b>【河川】</b> 河川整備計画 環境アセスメント	
簡易型		<b>【道路】</b> 道路詳細設計 交差点設計（平面） 構造物予備・詳細設計（一般※2） 構造物補修補強設計 （動的解析を含まない場合） <b>【河川】</b> 河川構造物※3予備・詳細設計 砂防構造物※4予備・詳細設計 砂防構造物詳細設計 <b>【公園】</b> 公園設計	<b>【下水道】</b> 下水道管渠実施設計 <b>【港湾】</b> 防波堤設計（一般）※9 堤防・護岸設計（一般）※10 水門・閘門・堰設計（一般）※11 係留施設設計（一般）※12

※1：コンクリート上部工、鋼橋上部工、橋梁下部工、橋梁基礎工、一般構造物以外の構造物

※2：門型ラーメン、箱型管渠、擁壁（逆T式、重力式、モタレ式、井桁、大型ブロック積、U型、L型）、補強土（テールアルメ、多数アンカー式擁壁）、法面工、防護柵、共同溝、電線共同溝等の構造物

※3：樋門、河川排水機場、護岸など

※4：砂防堰堤、流木対策工、溪流保全工など

※5：特殊防波堤（鋼管防波堤等）及び※9に該当する防波堤で特に地盤改良等の配慮を必要とするもの

※6：※10に該当する堤防・護岸で条件が悪く設計に何らかの対策を考慮しなければならないもの

※7：トラベリングゲート形式（跳開桁式ローラーゲート等）



- ※8：横棧橋、棧橋（浮棧橋を含む）、デタッチドピア、ドルフィン等及び※12 に該当する係船岸で設計条件が悪くその対策に配慮を必要とするもの
- ※9：直立堤（ケーソン式、セルラーブロック式、ブロック式、コンクリート単塊式）、混成堤（ケーソン式、セルラーブロック式、ブロック式、コンクリート単塊式）、傾斜堤（捨石式、捨ブロック式）等の構造のもの
- ※10：傾斜型、直立型、複合型の構造のもの
- ※11：ローラーゲート、スルースゲート、マイターゲート、セクターゲート等
- ※12：重力式、矢板式、セル式、方塊等の係船岸、係船浮標

## 5 総合評価落札方式の評価項目

### (1) 評価項目・配点

総合評価落札方式の評価項目は、「企業の評価」、「配置予定技術者の評価」、「企業の技術力の評価」の3つに区分されます。

評価区分ごとの「評価項目」および「配点」については、以下の表を基本とします。

《標準型（A・B）、簡易型》

評価項目				タイプ別 配点		
				標準型		簡易型
				A	B	
企業及び配置予定技術者の技術力に （5点）	企業の同種・類似業務の実績			3	3	3
	配置予定技術者の経験及び能力	同種・類似業務の実績	管理技術者	6	6	6
			担当技術者※1	3	3	3
		有資格者加点（保有資格）	管理技術者	2	2	2
			担当技術者※1	1	1	1
		CPD（継続教育）	管理技術者	2	2	2
			担当技術者※1	1	1	1
小計 ①				18	18	18
業務計画の適切性について	実施方針	業務内容の理解度	業務理解度	5~10	5~10	5~10
			実施手順	3~5	3~5	3~5
	小計 ②			8~15	8~15	8~15
	技術提案	特定テーマ1		15	15	—
		特定テーマ2		15	—	—
		小計 ③			30	15
合計（①~③）				56~63	41~48	26~33

※1：照査技術者を評価することで成果品の品質向上が期待できる場合などは、担当技術者に替えて照査技術者を評価することもできます。（要協議）

## (2) 評価基準

総合評価落札方式の各評価項目における「評価内容」および「評価基準」については、以下の表を基本として、業務ごとに細部の要件を設定します。

評価項目		評価項目詳細	評価基準	
企業及び配置予定技術者の技術力について	企業の同種・類似業務の実績		成績評定点1件につき 評定点 80 点以上 = 1.0 点 (0.5 点) 評定点 77 点以上 80 点未満=0.75 点 (0.37 点) 評定点 74 点以上 77 点未満= 0.5 点 (0.25 点) 評定点 70 点以上 74 点未満=0.25 点 (0.12 点) ・上記 ( ) 内は類似業務における得点を示す	
	同種・類似業務の実績	管理技術者	成績評定点1件につき 評定点 80 点以上 = 2.0 点 (1.0 点) 評定点 77 点以上 80 点未満= 1.5 点 (0.75 点) 評定点 74 点以上 77 点未満= 1.0 点 (0.5 点) 評定点 70 点以上 74 点未満= 0.5 点 (0.25 点) ・上記 ( ) 内は類似業務における得点を示す	
		担当技術者	成績評定点1件につき 評定点 80 点以上 = 1.0 点 (0.5 点) 評定点 77 点以上 80 点未満=0.75 点 (0.37 点) 評定点 74 点以上 77 点未満= 0.5 点 (0.25 点) 評定点 70 点以上 74 点未満=0.25 点 (0.12 点) ・上記 ( ) 内は類似業務における得点を示す	
	配置予定技術者の経験及び能力	有資格者加点 (保有資格)	管理技術者	管理技術者が保有している資格数※1 <対象資格>※2 ①技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) ②技術士 建設部門又は〇〇部門 ③土木学会認定 (特別上級、上級) 技術者 (〇〇分野) ④RCCM (〇〇部門) ⑤土木学会認定1級技術者 ⑥コンクリート診断士※3 ⑦土木鋼構造診断士※4、⑧博士 (工学) ※5 資格保有件数3件=2.0点
			担当技術者	担当技術者が保有している資格数※1 <対象資格>※2 ①技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は〇〇部門関連科目) ②技術士 建設部門又は〇〇部門 ③土木学会認定 (特別上級、上級) 技術者 (〇〇分野) ④RCCM (〇〇部門) ⑤土木学会認定1級技術者 ⑥コンクリート診断士※3 ⑦土木鋼構造診断士※4、⑧博士 (工学) ※5 資格保有件数2件=1.0点
				資格保有件数2件=1.0点 資格保有件数1件=0.5点

企業及び配置予定技術者の技術力について	配置予定技術者の経験及び能力	CPD (継続教育)	管理技術者	CPD (継続教育) 単位の取得	取得CPD単位：50単位/年以上=2.0点 ※6
			担当技術者	CPD (継続教育) 単位の取得	取得CPD単位：50単位/年以上=1.0点 ※6

※1：加点対象となる資格は、業務内容に応じて、適宜、①～⑧までの対象資格やその技術分野（科目）を組み合わせる3件となるように設定する。

※2：①～⑧以外の資格は、対象としない。

※3：コンクリート構造物の補修・補強の場合は設定する。

※4：鋼構造物の補修・補強の場合は設定する。

※5：研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合は設定する。

※6：建設系CPD協議会の構成団体が証明する「CPD記録証明書」で確認する。

評価項目		評価項目詳細		評価基準
業務計画の適切性について	実施方針	業務内容の理解度	業務理解度	業務全般にわたる課題の抽出と実施方針について 発注者が期待する着目点の記述があれば加点 1項目につき1.0点（最大5～10点まで加点） ※1
			実施手順	業務実施手順を示す実施フロー、工程表等に妥当性はあるか 発注者が期待する着目点の記述があれば加点 1項目につき1.0点（最大3～5点まで加点） ※2
	特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	着目点の的確で、かつ、実現性はあるか 発注者が期待する着目点の記述があれば加点 1項目につき3.0点（最大15点まで加点）	
		特定テーマ2	着目点の的確で、かつ、実現性があるか 発注者が期待する着目点の記述があれば加点 1項目につき3.0点（最大15点まで加点）	

※1、2：業務理解度と実施手順の配点バランス（各項目の配点の合計が8～15点となるようにする。）は、発注者が事前に想定している着目点の項目数に合わせて適宜設定してもよい。

## 6 落札者決定基準

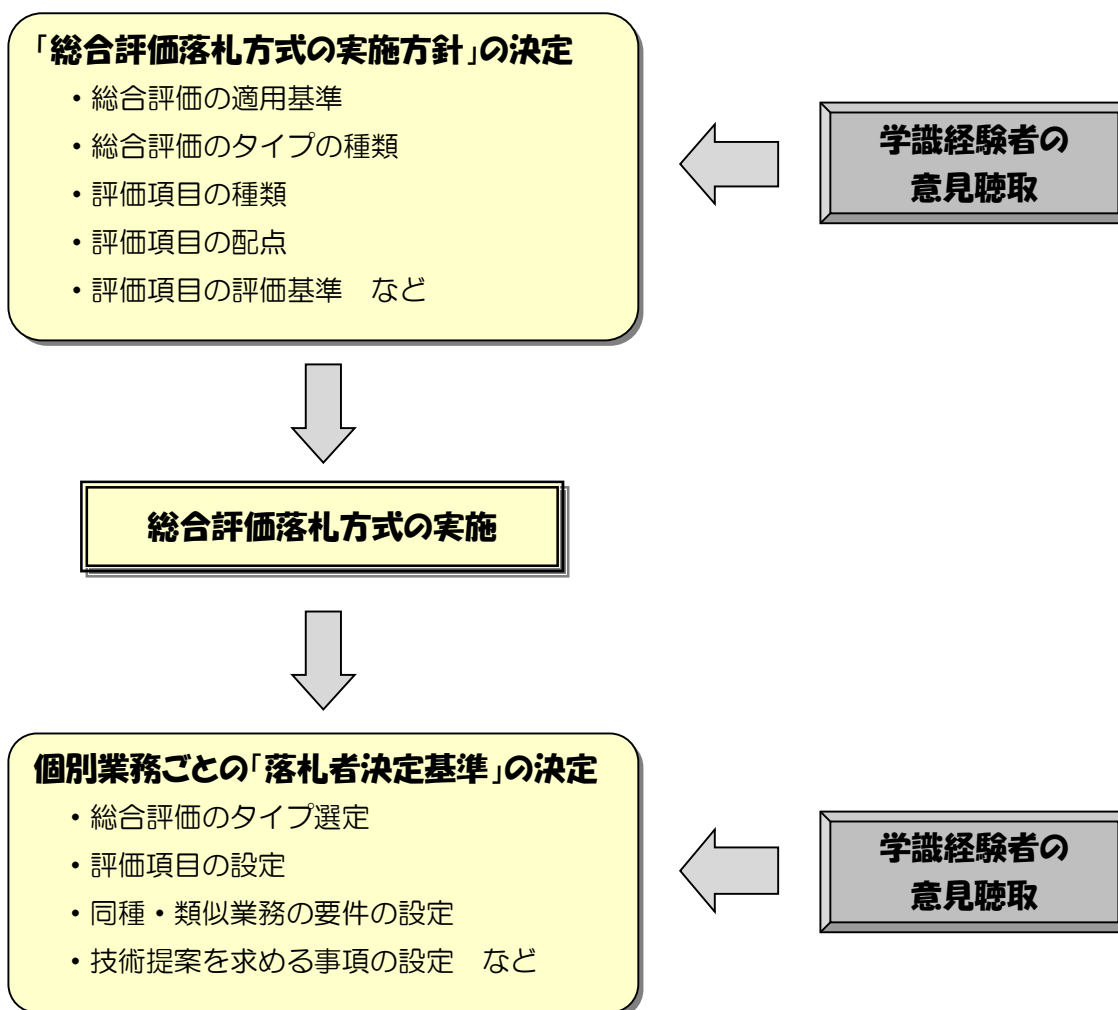
総合評価落札方式を適用する設計業務委託については、業務内容に応じて、タイプ選定や評価項目等の「落札者決定基準」を設定します。

「落札者決定基準」の設定にあたっては、品確法や地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、学識経験者の意見を聴いたうえで決定しています。

中立の立場にある学識経験者に意見聴取を行うことで、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な総合評価落札方式の実施に努めています。

※ 「落札者決定基準」の前提となる、総合評価落札方式の適用基準、タイプ、評価項目の種類等（総合評価落札方式の実施方針）についても、あらかじめ学識経験者の意見を聴いたうえで決定しています。

### 「落札者決定基準」の決定までの流れ



## **7 入札公告(落札者決定基準の公表)**

総合評価落札方式の入札の場合、入札書のほかに、設計業務ごとに設定される落札者決定基準（評価項目・評価基準等）の内容に応じて「技術資料」の提出が必要になります。

このため、総合評価落札方式の指名通知時には、この落札者決定基準が公表され総合評価落札方式特有の資料が提示されます。

これらの資料については、「北九州市技術監理局契約部ホームページ」から確認およびダウンロードを行ってください。

### **【提示される資料】**

#### ① 「『〇〇業務』に係る技術資料の提出について」（以下「技術資料の提出について」）

※通常は、指名通知書に落札者決定基準が記載されていますが、場合により別途入札説明書が提示される場合があります。

##### ■ ①の掲載

「北九州市技術監理局契約部ホームページ」⇒「電子入札」  
⇒「北九州市電子入札システム」へ

#### ② 「技術資料」提出様式

##### ■ ②の掲載

「北九州市技術監理局契約部ホームページ」⇒「設計図書」  
⇒「北九州市設計図書配布システム」へ  
（仕様書等の掲載先と同じです）

【北九州市技術監理局契約部ホームページ】

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

※必ず、設計業務ごとに、技術資料作成に必要な資料（様式）をダウンロードし、使用して下さい。

## 8 技術資料の作成と提出

技術資料の作成と提出にあたっては、入札公告時に提示する「入札説明書」や「技術資料の提出について」を参照するとともに、下記の留意点に十分注意してください。

### 【作成時の留意点】

- 業務ごとに設定される「評価項目」と「配点」、「評価基準」「評価対象」「添付資料」等については、「技術資料の提出について」等をよく読んで確認してください。
- 技術資料は、必ず指定された様式を使用してください。  
※業務ごとにダウンロードした様式に必要な事項を電子入力し、入力データを印刷した紙を技術資料に綴じてください。
- 添付資料の不備により評価対象の要件が確認出来ない場合や、留意点に記載している事項を遵守していない場合は、評価の対象外となる場合があるので十分注意してください。

### 【提出時の留意点】

- 「提出期間」や「提出方法」については、「技術資料の提出について」等をよく読んで確認してください。
- 技術資料の提出は、所定の提出期間内に技術監理局技術企画課まで持参してください。郵送又は電送によるものは受け付けません。
- 技術資料の受付時には、技術資料の提出枚数の確認のみ行います。記入漏れや資料の添付漏れについての確認は行いません。
- 技術資料提出後は、撤回、差替え、訂正等は認めませんので、記入漏れ、印漏れ等がないよう、よく確認して提出して下さい。
- 提出期間内に技術資料を提出しなかった場合は、入札無効となります。

## 9 技術資料の審査と評価点の決定

入札参加者から提出された技術資料は、評価基準に基づいて採点を行い、技術資料の「技術点案」を算出します。

算出した「技術点案」は、総合評価落札方式のタイプに応じて、以下の委員から構成される「北九州市建設工事等技術評価委員会」（以下、「技術評価委員会」）において審査を行い、入札参加者の「技術評価点」を決定します。

### 【北九州市建設工事等技術評価委員会】

- 委員長：技術監理局長
- 副委員長：技術監理局 契約部長
- 専門委員：技術監理局 技術部長  
所管局 設計担当部長、所管局 工事担当部長  
所管局 工事担当課長、技術監理局契約課長 他

## 10 開札・評価値の算出

開札後、入札参加者の入札価格に応じて算出する「価格点」と技術評価委員会で審査・決定した技術資料の「技術点」から、入札参加者の「評価値」を算出します。

「評価値」の算出にあたっては、「加算方式」を採用しています。

$$\text{「評価値」} = \text{価格点} + \text{技術点} \quad ※$$

※価格点、技術点とも、小数点第4位未満は切り捨て

### ①価格点の算出方法

価格点の基準値（満点）は、総合評価落札方式のタイプに応じて設定し、下記の計算式に算出します。

#### ■価格点の基準値

標準型A（価格点と技術点との比率1：3）：20点

標準型B（ // 1：2）：30点

簡易型（ // 1：1）：60点

$$\text{価格点} = (\text{価格点の基準値}) \times \left( 1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

#### 【算出例】

標準型Bを採用し、予定価格25,000千円の業務で入札価格18,000千円の場合

$$\begin{aligned} \text{価格点} &= 30点 \times \left( 1 - \frac{18,000,000}{25,000,000} \right) \\ &= 8.4点 \end{aligned}$$

### ②技術点の算出方法

技術点の基準値（満点）は60点に固定し、下記の計算式で算出します。

$$\text{技術点} = 60点 \times \left( \frac{\text{技術評価項目の得点合計}}{\text{技術評価項目の配点合計}} \right)$$

#### 【算出例】

技術評価項目の配点合計45点の業務で得点合計が36点の場合

$$\begin{aligned} \text{技術点} &= 60点 \times \left( \frac{36}{45} \right) \\ &= 48.0点 \end{aligned}$$



# **11 落札者の決定・公表**

## **(1) 落札者の決定**

総合評価落札方式による落札者については、「価格点と技術点を合計した評価値」が最も高い企業を落札者とします。

なお、評価値の最も高い企業が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

## **(2) 入札結果の公表**

総合評価落札方式の入札結果については、本市契約室において閲覧に供するとともに、契約室のホームページに掲載します。

### **【公表する事項】**

- 「入札参加者名」
- 入札参加者の「入札価格」、「技術点」、「評価値」

なお、技術資料を基に発注者が行った入札参加者の評価結果（評価項目ごとの得点数）については、自社分を個別に通知しますが、「北九州市情報公開条例」に基づき第三者に公表する場合があります。

※ 「技術点」の内訳に関する問い合わせは、技術監理局技術企画課までご連絡ください。

## **12 技術提案の履行確認**

### **(1) 評価内容の履行義務について**

技術提案等に評価された事項については、契約後、受注者と発注者の双方で確認し合い、受注者は、履行義務事項として、業務計画書に反映するとともに確実に履行しなければなりません。

また、履行状況については発注者が検査を行います。

なお、履行確認については、受注者が発注者に適切な確認（管理）方法を提案し、双方協議して決定した上で、受注者が確実に管理するとともに、発注者の検査に備え、履行状況が確認できる資料を作成することとなります。

### **(2) 評価内容の不履行について**

評価された内容が不履行であった場合、当該業務の設計業務委託評定点へ反映（減点）します。

ただし、評価内容が履行できない原因が災害又はその他特別な事情がある場合等、受注者の責によらない場合は、この限りではありません。この場合、受注者と発注者の協議により決定するものとします。

$$\text{「減点値」} = (A - B) \times \alpha \quad ※$$

A : 入札時の技術点

B : 業務完了時の実績に相当する技術点

$\alpha$  (係数) : 下表による

※小数第2位以下切捨て。また10点の減点を最大とする

#### **【不履行等の内容による減点算出用係数： $\alpha$ 】**

不履行等の内容	$\alpha$ (係数)
配置技術者（管理技術者、担当技術者）の変更	10
監督員が口頭で改善指示を行った後、評価内容が履行された。	0
監督員が文書で改善指示を行った後、評価内容が履行された。	5/3
監督員が文書で改善指示を行ったが、評価内容が履行されなかった。 完了検査において、評価内容の不履行が確認された。	10/3

#### 【算出例】

技術点48点で落札した設計業務の完了検査時に、特定テーマで加点した評価内容の1項目（配点：3点）が不履行だった場合

$$\text{減点値} = (48\text{点} - 45\text{点}) \times 10/3 = 10\text{点}$$

A：48点

B：45点（＝ 48点 － 3点（不履行であった項目の配点）×1項目）

$\alpha$ ：10/3（完了検査において、評価内容の不履行が確認された場合）

以上より、当該業務の設計業務委託評定点から10点減点する。

### **13 技術提案内容の保護**

入札参加者の技術提案の内容等については、提案内容が知的財産となる場合があることや、入札における競争性確保の観点から、提案内容が提案者以外の第三者に知られることのないように取り扱うものとし、公開することはありません。

ただし、技術資料に記載された内容について、その内容が一般的に使用されているものについては、提案者の了承を得ずに使用できるものとします。

#### 【総合評価落札方式に関する問合せ】

北九州市 技術監理局 技術部 技術企画課

TEL：093-582-2043

FAX：093-592-0690